

令和 6 年度 実施方針の策定の見通しの公表について（令和 7 年 2 月 17 日現在）

名 古 屋 市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 15 条、および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条による公表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合や、下表に掲載されていない事業について実施方針を策定する場合があります。

名 称	期 間	概 要	公共施設等の 立地	実施方針を策定 する時期	所管部署
名古屋市営氷室荘 （北工区）整備事業	契約の日から 令和 14 年 12 月 （予定）	名古屋市営氷室荘（北 工区）整備業務、入居 者移転支援業務及び 余剰地活用業務を行 う。	名古屋市南区三条 二丁目、氷室町 地内	令和 7 年 3 月	住宅都市局住宅部 住宅整備課 電話：052-972-2993